

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期計画

前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院（以下「県立病院」という。）を運営し、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすことを使命とし、本県の政策医療を担い、効率的、効果的な病院運営に取り組んできました。

平成26年度から平成30年度までの第2期中期計画期間には、県立総合病院の先端医学棟を開棟するなど、県立病院では先進的な医療の提供や医療の更なる質の向上に取り組みました。また、令和元年度から令和5年度までの第3期中期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県と連携し専用病床を確保し医療提供体制を確保するなど県立病院としての使命を果たしてきました。

経営面では、経費の削減努力等により、県から示された中期目標期間を累計した損益計算において経常収支黒字を設立以降の各期間で達成しています。

令和6年度から始まる第4期中期計画期間においては、今後の更なる少子化による人口減少の進行や患者の受療行動の変化に伴う医療需要の変化に対応していくため、国における医療提供体制の改革をはじめ、静岡県保健医療計画や公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、県立病院が求められる役割を果たせるよう取り組みます。

具体的な取組としては、引き続き「がん医療」、「循環器医療」、「救急医療」等の高度で専門的な医療の提供や地域医療の支援に重点を置いて、医療技術の進歩を的確に取り入れ、県民の医療に対する期待に応えるべく、安全で質の高い先進的な医療の提供に積極的に努めます。

県立病院機構は、下記の基本方針に従って中期計画を策定し、県から示された中期目標の達成に向けて全職員が協力して取り組み、県民の信頼と安心を得る病院であり続け、本県の医療の確保と向上に貢献していきます。

- 1 科学的根拠に基づく最適な医療を安全に提供し、県民に信頼される「第一級の病院」として、本県医療の規範となる役割を果たす。
- 2 「地域医療支援の中心的機能」を果たすため、高度・専門・特殊医療、救急・急性期医療等、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療など、県の医療政策に対し積極的に取り組む。

- 3 教育研修をはじめ、臨床研究機能の充実強化、勤務環境を向上することにより魅力ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成及び県との協働による本県の医師確保対策に取り組む。
- 4 職員一人一人が医療の質の向上を目指し、先駆的な取組や業務の改革と改善に努め、その成果を情報発信し、県民や他の医療機関との共有を図る。また、全ての職員が職務について高い満足度を持って取り組むことのできる勤務環境の構築に努める。
- 5 県立総合病院の研究サポートセンターを活用し、県立病院機構において臨床研究に取り組み、県内医療水準の向上と医療人材の確保・育成に努める。併せて静岡社会健康医学大学院大学との連携などにより、臨床医学や県が推進する社会健康医学などの研究を推進し、新しい医療を創出する研究中核拠点の構築に取り組む。

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

県立病院では、県民の医療需要に的確に対応し、安全で質の高い医療の提供を図る。このためには、医療の品質管理が必要である。この医療の質を向上させるため、定量的目標を定め、適切な医療の提供を行い、県立病院にふさわしい優秀な人材の確保と育成、医療に関する調査及び研究、地域への支援、県民の安心、安全を守るための災害等における医療救護体制の整備に努める。

1 医療の提供

県立病院機構の職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、医療機関に求められる基本的な診療理念を理解し、医療の提供に当たってはそれを実践する。

(1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明など、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

(2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療が確実に提供できるように、先進的技術・治療法の導入に努める。ICT（情報通信技術）を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携を推進する。

県内医療機関の中核病院として、緊急時における後方病床の確保や人材育成などの支援体制の整備を行うとともに、地域の医療機関との機能分担や紹介割合・逆紹介割合等の向上により、地域連携の強化を図る。

区 分		令和10年度目標値
紹介割合	総 合	80%以上／毎年度
	こども	90%以上／毎年度
逆紹介割合	総 合	70%以上／毎年度
	こども	30%以上／毎年度
紹介率	こころ	50%以上／毎年度
逆紹介率	こころ	30%以上／毎年度

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県が掲げる6疾病6事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

ア 循環器疾患・がんについては、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。

イ 周産期医療における産科合併症、脳卒中等産科以外の疾患による合併症及び小児から成人まで精神疾患を持つ患者に対する継続的治療、精神科患者の身体合併症や依存症など多様な精神疾患については、各県立病院が連携して取り組む。

ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療、移植医療、アレルギー疾患医療に着実に取り組む。

エ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や再興感染症の感染拡大に備え、平時から、各県立病院が連携し、患者等の受入体制の確保に取り組む。

オ リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、就学・就労につながる支援等に取り組む。

- カ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。
- キ 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。発達障害については、早期療育につながる鑑別診断や治療を実施する。また、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。
- ク 移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題については、県と連携して取り組む。
- ケ 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、ハイブリッド手術室の活用、ロボット支援手術・放射線治療等の拡充など、高度な治療への対応の強化や適切な治療の提供に取り組む。また、医療を取り巻く環境変化に応じて、先進的な施設や設備等の充実に努める。
- コ 各県立病院は、質の高い医療を継続的に提供するため、次のとおり重点的に取り組む。

(ア) 県立総合病院

- ・地域における中核的医療を行う基幹病院として、先端医学棟に整備した各種ハイブリッド手術室や放射線治療室の運用などにより、高度・専門医療を提供していく。
- ・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、常時高度な専門的治療を提供する。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域の医療機関との連携を強化する。
- ・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、最新・最良の診断、ロボット支援手術などの先進的手術及び化学療法、放射線治療を組み合わせた高度な集学的治療や予防医療を提供する体制を整備し、地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。
- ・認知症や精神科患者の身体合併症などに対応できる体制を充実する。
- ・高度救命救急センターとして一層の充実を図り、広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対応していく。
- ・効率的な病院運営を図り、また、県民に安全で質の高い医療の提供を行うため、病床稼働率及び入院・外来患者満足度について各事業年度で高い水準を目指す。

区 分		令和 10 年度目標値
手術件数		9,600 件以上／毎年度
病床稼働率		90%以上／毎年度
患者満足度	入院	90%以上／毎年度
	外来	85%以上／毎年度

(イ) 県立こころの医療センター

- ・ 常時精神科救急医療相談に応じ、患者の支援体制の充実を図る。
- ・ 救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の充実を図る。
- ・ 他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に積極的に取り組む。
- ・ 入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、多職種チームによる包括的在宅医療支援体制を構築する。
- ・ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に果たす。
- ・ 認知症・依存症・摂食障害など多様な精神疾患に対応できる体制を構築し、発達障害や思春期及び小児から成人への移行期における精神疾患への対応を図る。
- ・ 良好な療養環境の整備と効率的な病院運営を図り、また、県民に安全で質の高い医療の提供を行うため、病床稼働率及び外来患者満足度について各事業年度で高い水準を目指す。

区 分		令和 10 年度目標値
クロザピン新規導入患者数		12 人以上
病床稼働率		85%以上／毎年度
患者満足度	外来	85%以上／毎年度

(ウ) 県立こども病院

- ・小児分野の中核的医療を行う基幹病院として、ハイブリッド手術室等の先進設備を活用し、小児重症心疾患患者などに対して常時高度な先進的治療を提供する。小児心疾患治療の先導的施設として専門医等の育成に努める。
- ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるほか、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するとともに、社会の要求に応じ、県内一般小児医療水準の向上に取り組む。
- ・本県における小児がんの拠点機能を有する病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。
- ・重篤な小児救命救急患者を常時受入れ可能な体制を維持・強化し、救急医療全般にわたって地域の医療機関と連携して受け入れる体制を整備する。
- ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。
- ・重症心身障害児等の医療的ケア児の退院、在宅移行を支援する体制について、県と連携して整備を図る。
- ・少子化の進行等に対応する効率的な病院運営体制と良好な療養環境を整備し、県民に安全で質の高い医療の提供を行うことにより、病床稼働率及び入院・外来患者満足度について各事業年度で高い水準を目指す。

区 分		令和10年度目標値
心臓カテーテル治療実績		200件以上
病床稼働率		75%以上／毎年度
患者満足度	入院	90%以上／毎年度
	外来	90%以上／毎年度

2 医療従事者の確保及び質の向上

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備に努めることにより、優秀な人材の確保・育成を行う。また、研究環境の充実や、教育研修機能の充実や国内外の医療機関との交流などを推進し、医療従事者の確保・育成に積極的に取り組む。

(1) 医療従事者の確保・育成

県立病院において、研究環境及び医療技術向上と医師養成の特色のある取組による充実した研修体制を整備し、臨床医学に真摯に取り組む研究意欲の高い医師、臨床研修医や専攻医の確保及び技能や知識の向上に努めるほか、県との協働による本県の医師確保対策に取り組む。また、県立総合病院のメディカルスキルアップセンターなどを活用して、医師、看護師及びその他の医療従事者の教育研修体制の充実・強化に努める。実習生の受入れや職員の派遣などを通じて国内外の医療機関と交流を進める。

(2) 勤務環境の向上

適切な労務管理の推進、ICTの活用、医師をはじめとした医療従事者の業務分担をはじめ、仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定などによる時間外勤務の縮減及び職員の健康保持への配慮や院内保育所の活用など、職員が働きやすく、働きがいを実感できる勤務環境づくりを進める。

3 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上と県民の健康寿命延伸に寄与するため、県立病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・充実強化に努める。

(1) 研究機能の強化

県立総合病院のリサーチサポートセンターを活用し、県立病院が臨床医学や県が推進する医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究及び乳幼児難聴の音声言語獲得に係る研究などの社会健康医学を幅広く推進する。新しい医療の創出を目指し、これら研究成果の発信や還元により、県内医療水準の向上及び医療人材の確保・育成に努める。また、治験や調査研究事業の推進に参画できるよう引き続き体制の整備を行い、県立大学等の研究機関との共同研究にも取り組む。

(2) 診療等の情報の活用

電子カルテシステムの統合等による管理機能の充実を図り、科学的根拠を集積・分析し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し、医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、積極的な支援を進める。

(1) 地域の医療機関等との連携・支援

県が策定する医師確保計画の推進に協力する。

県立病院の医師の増員及び育成を図り、地域医療連携推進法人制度の活用等による地域医療を支える県内医療機関への医師派遣の充実など、病院の機能分化・連携強化を進め、地域における質の高い医療の提供の推進に取り組む。また、ICTを活用した医療連携、遠隔診断のネットワークづくりや、高度医療機器などの共同利用を推進し、県立病院の施設、設備や機能について地域への開放を進める。

(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対し、引き続き柔軟に対応していくほか、医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい体制づくりに取り組む。また、院内研修等の教育研修を県内の医療従事者へ積極的に開放していく。

(3) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催し、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進め県民の健康意識の高揚や健康に関する知識の充実に努める。

区 分		令和10年度目標値
公開講座件数	総 合	35 件以上／毎年度
	こころ	7 件以上／毎年度
	こども	20 件以上／毎年度

5 災害等における医療救護

地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日頃からの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。

(1) 医療救護活動の拠点機能

県立総合病院は基幹災害拠点病院及び原子力災害拠点病院として、県立こころの医療センターは基幹災害拠点精神科病院としての体制を整備し、日頃から実戦的な災害医療訓練を定期的開催するなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上し、災害等の発生時には重篤患者の受入れ、県内外のDMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）との連携など求められる機能を発揮する。県立こども病院は小児医療分野で中心的役割を果たすことができるよう体制整備に取り組む。

(2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるよう定期的な要員訓練や、マニュアルの点検を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに努めるほか、業務改善への職員の意欲を高め、効果的で効率的な業務運営の実現を図る。

1 効率的な業務運営体制の強化

物価高騰をはじめとする経済状況や医療環境の変化、また、県民の医療需要に的確に対応し最適な医療を提供するため、弾力的な人的資源の配置や医療資源の活用など効果的、効率的な病院運営に努める。

経営状況の把握や経営情報の共有及び的確な予算措置を行うなど、職員の経営意識の醸成を図る。

県立病院の病床については、非稼働病床を含め、将来の社会経済情勢や地域医療の状況を見据えた最適な方法での配置や活用を図る。

業務の改善改革への取組を奨励し、その活動を積極的に評価し、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

区 分		令和10年度目標値
業務改善運動推進制度 実績件数	総 合	95 件以上／毎年度
	こころ	35 件以上／毎年度
	こども	65 件以上／毎年度
	本 部	15 件以上／毎年度

2 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、引き続き法人固有の事務職員を採用して業務量に応じた柔軟な職員配置に努め、専門性を十分に発揮できるよう体制を整備する。また、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるように病院運営や医療事務等に精通した人材の確保にも努める。

3 収益の確保と費用の節減

診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図る。また、様々な診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的な検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止や早期回収に努める。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組む。

第4 予算、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第4期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを目指す。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握し、社会保障制度の見直しや診療報酬制度の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図り、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図る。

1 予 算

2 収支計画 (別表のとおり)

3 資金計画

区 分		令和10年度目標値
経常収支比率		目標期間を累計した損益計算において100%以上
修正医業収支比率		目標期間を累計した損益計算において85%以上
入院延患者数	総 合	240,200人以上
	こころ	68,600人以上
	こども	65,600人以上
外来延患者数	総 合	491,700人以上
	こころ	43,200人以上
	こども	96,700人以上

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第10 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

1 中期目標期間中の長期借入金の限度額

総額 16,494百万円

2 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重し、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。

(2) 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療需要等を総合的に鑑みて計画的に取り組む。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備する。また、県民の医療需要の変化や医療技術の進展など環境の変化に対応し、電子カルテシステムの統合による利点を活かしたDXの推進及び情報セキュリティ対策など、計画等の見直しを行う。

<目標値一覧>

区 分			令和 10 年度目標値	
医療 機能 等 指 標	患者満足度	総 合	入 院	90%以上/毎年度
			外 来	85%以上/毎年度
		こころ	外 来	85%以上/毎年度
			こども	入 院
		外 来		90%以上/毎年度
	手術件数（総合）			9,600 件以上/毎年度
	クロザピン新規導入患者数 （こころ）			12 人以上
	心臓カテーテル治療実績 （こども）			200 件以上
	紹介割合	総 合	こども	90%以上/毎年度
			こども	90%以上/毎年度
逆紹介割合	総 合	こども	30%以上/毎年度	
		こども	30%以上/毎年度	
紹介率	こころ		50%以上/毎年度	
逆紹介率	こころ		30%以上/毎年度	
公開講座件数	総 合	こころ	7 件以上/毎年度	
		こころ	7 件以上/毎年度	
		こども	20 件以上/毎年度	
経常収支比率			目標期間を累計した 損益計算において 100%以上	
修正医業収支比率			目標期間を累計した 損益計算において 85%以上	
病床稼働率	総 合	こころ	85%以上/毎年度	
		こころ	85%以上/毎年度	
		こども	75%以上/毎年度	
入院延患者数	総 合	こころ	68,600 人以上	
		こころ	68,600 人以上	
		こども	65,600 人以上	
外来延患者数	総 合	こころ	43,200 人以上	
		こころ	43,200 人以上	
		こども	96,700 人以上	
業務改善運動推進制 度実績件数	総 合	こころ	35 件以上/毎年度	
		こころ	35 件以上/毎年度	
		こども	65 件以上/毎年度	
		本 部	15 件以上/毎年度	

※総 合：県立総合病院

こころ：県立こころの医療センター

こども：県立こども病院

本 部：県立病院機構本部